

## 町発注工事の最低制限価格算定方法について（お知らせ）

多度津町では、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加えて、適正価格での契約を推進する観点から次の通り最低制限価格を算定することとしましたのでお知らせします。

### 1 最低制限価格の算定方法

区分	計算式	備考
土木工事	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68	ただし、左欄の計算式により算出した額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、工事価格に10分の9.2を乗じた額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額を下回る場合においては工事価格に10分の7.5を乗じた額とします。
鋼橋上部、横断歩道橋の工場製作のある工事	(工場製作費+直接工事費)×0.97+(間接労務費+共通仮設費)×0.9+(工事管理費+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68	
土木機械設備の工場製作のある工事	(直接製作費+直接工事費)×0.97+(間接労務費+共通仮設費)×0.9+(工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費)×0.9+一般管理費×0.68	
電気通信設備、上下水道機械、電気設備工事	(1) 一般工事	(機器単体費×0.6+直接工事費)×0.97+(機器単体費×0.1+共通仮設費)×0.9+(機器単体費×0.2+現場管理費+機器(据付)間接費+設計技術費)×0.9+(機器単体費×0.1+一般管理費等)×0.68
	(2) 鉄塔・反射板工事	(工場塗装費+鉄塔製作費×0.6+架設工事原価の直接工事費)×0.97+(鉄塔製作費×0.3+共通仮設費)×0.9+(鉄塔製作費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68
建築物に係る工事（建築物に付帯する工事を含む。）	(直接工事費-直接工事費×0.1)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68	

区分		計算式	備考
解体工事		工事価格×0.75	
空調設備工事(空調機器の調達が含まれるもの)	(1) 工事価格における空調機器本体価格が50%以上の工事	工事価格×0.4	
	(2) 工事価格における空調機器本体価格が30%以上50%未満の工事	工事価格×0.5	
	(3) 工事価格における空調機器本体価格が30%未満の工事	建築物に係る工事(建築物に付帯する工事を含む。)の計算式により算出する。	

(注1) ただし、計算式中の各項目に所定の率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとします。

(注2) 表に掲げる方法により算出した数値の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

## 2 施行年月日

令和6年4月3日以降に行われる競争入札から適用します。